

公益財団法人よこはま学校食育財団
学校給食用物資納入業者制裁処置判定委員会設置要綱

制 定 平成 13 年 4 月 1 日

最近改正 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 本要綱は、「よこはま学校食育財団学校給食用物資納入業者制裁処置規程細則」第 10 条に基づき、理事長が決定する制裁処置について、理事長の諮問により開催する制裁処置判定委員会（以下「判定委員会」という。）の組織・運営について規定する。

(所管事項)

第 2 条 判定委員会は、理事長からの諮問のあった不良品等について、適用する制裁処置等を審議し、その結果を理事長に内申する。

(組織)

第 3 条 判定委員会は、委員 4 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 学識経験者 | 1 人 |
| (2) 学校長 | 2 人以内 |
| (3) 行政職員 | 1 人 |

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 理事長は、判定委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、理事長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長・副委員長)

第 6 条 判定委員会に委員長・副委員長各 1 人を置く。

2 委員長・副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、判定委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、理事長の諮問により、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数をもって成立する。審議は多数決をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。

(庶務)

第8条 判定委員会の庶務は、よこはま学校食育財団の食品安全係において処理する。

(委員の報酬または費用弁償)

第9条 第3条の委員及び第5条の臨時委員には、報酬の支給又は費用弁償することができる。

2 委員の報酬額は、委員会への出席1回につき10,000円を支給する。

(その他)

第10条 この要綱を定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

1 この要綱の施行する日の属する年度に新たに委嘱を受けた学校長の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。